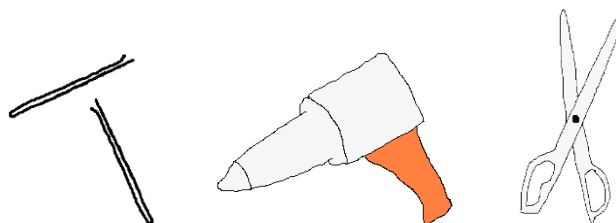


美 容 所 の て び き

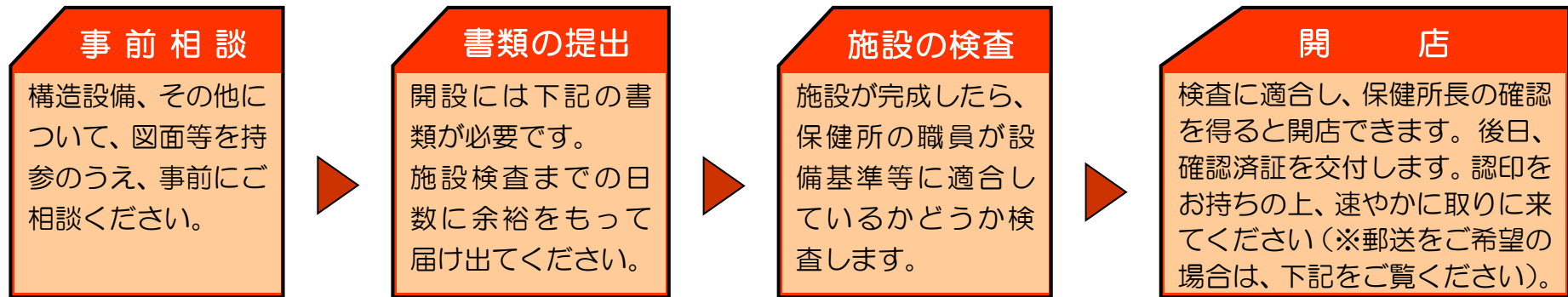
(20240517 版 東京都)



東京都島しょ保健所三宅出張所
生活環境（美容所）担当

〒100-1102 東京都三宅島三宅村伊豆 1004 番地
電 話 04994-2-0181
ファックス 04994-2-1009

美容所開設までの手続き



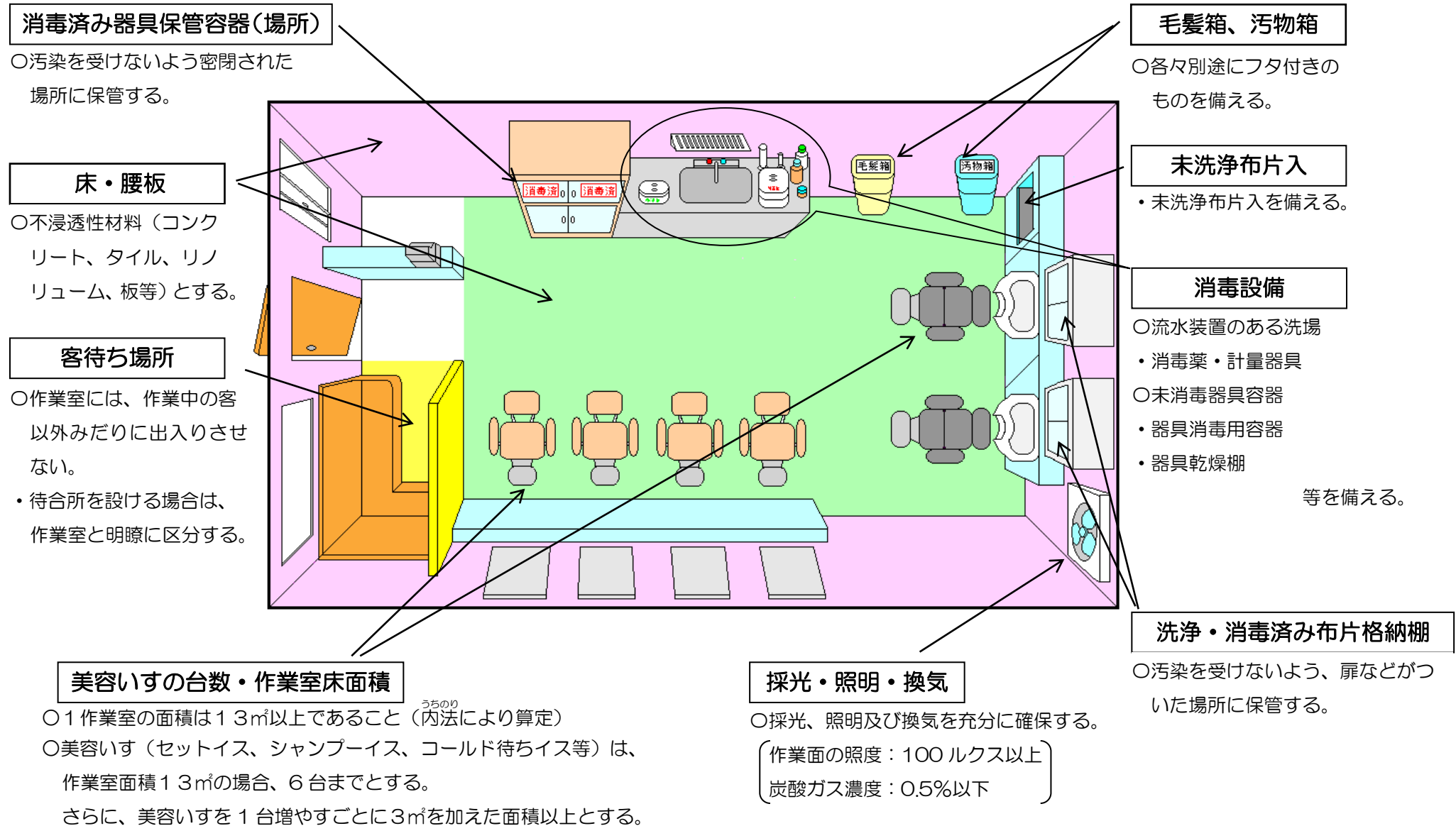
開設時に必要な書類

- ✂ 開設届
- ✂ 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業者名簿
 - ❖ 有資格者の免許証（本証提示）
 - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患でないことがわかる、3か月以内のもの）
 - ❖ 管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示）
- ✂ 検査手数料（24,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- ✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）をご用意ください。

(例) 美容所 構造設備概要



美容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規開設届

- ✕ 新しく美容所を開設する。
- ✕ 開設者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- ✕ 施設を移転する（仮店舗も含む）。
- ✕ 施設を大規模に増改築する。
- ✕ 施設を建て替える。

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ✕ 法人代表者を変更した。
 - ✕ 施設を小規模に増改築した。 など
- （届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（いすの台数など）となります。）

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書^注（法人の場合）、施設設備図面等）

◆ 廃止届

- ✕ 営業を廃止した。

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出）

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

◆ 従業者変更届

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等があった。
- ※ 複数店で施術している場合は全ての店舗で届出が必要です。

必要書類

- * 従業者変更届
- * 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮肤病疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）

◆ 承継届

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。
- ✕ 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

- * 承継届
- 個人相続
 - ・ 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
 - ・ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）[相続人の範囲：法定相続人]
- 法人合併／分割
 - ・ 承継後に美容所を営業する法人の登記事項証明書^注（合併または分割登記後）
- 事業譲渡
 - ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
 - ・ 譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（原本提示）
 - ・ 住民票の写し（開設者が個人かつ外国人の場合）

器具類の洗浄と消毒方法



※¹ 0.1～0.2%を目安とする。 ※² 0.01～0.1%を目安とする。

注：希釈が必要な薬液を使用する場合は、計量器具が必要です。

美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	換気を充分にすること（炭酸ガス濃度を0.5％以下に保つこと） 開放型暖房器具等（石油ストーブ等）を使用するときは、特に換気に注意すること
採光・照明	十分な明るさを保つこと（作業面の照度を100ルクス以上とすること）
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
従業員の健康	常に従業員の健康管理に注意すること

関係機関一覧

美容師試験・免許証・管理美容師講習会・修了証書に関すること			
公益財団法人	理容師美容師試験研修センター		
〒151-0073	東京都渋谷区笹塚 2-1-6	JMFビル笹塚 01(8F)	(管理) Tel 03-5579-6115
			(免許) Tel 03-5579-6878
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること			
公益財団法人	東京都生活衛生営業指導センター		
〒150-0012	東京都渋谷区広尾 5-7-1	東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751